

平成25年第6回(12月)川南町議会定例会会議録(最終日)

平成25年12月13日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

平成25年12月13日 午前9時00分開会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 議案第 64号 川南町課の設置条例を定めるについて |
| 日程第2 | 議案第 65号 川南町行政組織の変更に伴う関係条例の整理について |
| 日程第3 | 議案第 66号 川南町企業立地促進条例を定めるについて |
| 日程第4 | 議案第 67号 川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第 68号 川南町後期高齢者医療条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第 69号 川南町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第 70号 川南町ふるさと総合文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第 71号 事務の委託の廃止及び事務の委託に関する高鍋町及び都農町との協議について |
| 日程第9 | 議案第 72号 事務の委託の廃止及び事務の委託の変更に関する都農町及び木城町との協議について |
| 日程第10 | 議案第 73号 西都1児湯地域視聴覚教育協議会の廃止について |
| 日程第11 | 議案第 74号 平成25年度川南町一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第12 | 議案第 75号 平成25年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第13 | 議案第 76号 平成25年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第14 | 議案第 77号 平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第15 | 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦について |
| 日程第16 | 同意第 5号 教育委員会委員の任命について |
| 日程第17 | 議員派遣の件について |
| 日程第18 | 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について |
| 日程第19 | 議会運営委員会閉会中の所掌事務調査の件 |

出席議員(13名)

| | | | |
|-----|---------|-----|----------|
| 1番 | 中津 克司 君 | 2番 | 河野 幸夫 君 |
| 3番 | 濱本 義則 君 | 4番 | 川上 昇 君 |
| 5番 | 林 光政 君 | 6番 | 川越 忠明 君 |
| 7番 | 内藤 逸子 君 | 8番 | 児玉 助壽 君 |
| 9番 | 米山 知子 君 | 10番 | 税田 榮 君 |
| 11番 | 山下 壽 君 | 12番 | 徳弘 美津子 君 |
| 13番 | 竹本 修 君 | | |

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 山本 博 君

説明のために出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------|---------|----------------|---------|
| 町 長 | 日高 昭彦 君 | 副町長 | 山村 晴雄 君 |
| 教育長 | 木村 誠 君 | 会計管理者・ 会計課長 | 篠原 浩 君 |
| 総務課長 | 諸橋 司 君 | 総合政策課長 | 永友 尚登 君 |
| 農林水産課長 | 押川 義光 君 | 農村整備課長 | 新倉 好雄 君 |
| 建設課長 | 村井 俊文 君 | 上下水道課長 | 大山 幸男 君 |
| 農業委員会 事務局長 | 杉尾 英敏 君 | 教育総務課長 | 米田 政彦 君 |
| 生涯学習課長 | 橋本 正夫 君 | 税務課長 | 永友好典 君 |
| 町民課長 | 黒木 秀一 君 | 環境対策課長 | 三角 博志 君 |
| 健康福祉課長 | 佐藤 弘 君 | 代表監査委員 | 中村 守 君 |

午前9時00分開会

- 議長(竹本 修君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。
しばらく休憩します。全員、議員控え室に移動願います。

午前9時00分開会

午前9時45分開会

(議会運営委員会)

(全員協議会)

- 議長(竹本 修君) 会議を再開します。
休憩前に引き続き会議を続行します。
日程第1 議案第64号 「川南町課設置条例を定めるについて」
日程第2 議案第65号 「川南町行政組織の変更に伴う関係条例の整理について」
以上、2議案を一括議題とします。本議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。
○総務常任委員長(内藤 逸子君) 議案第64号「川南町課設置条例を定めるについて」は、住民満足度向上のため、組織体制について職員が検討した結果であり、かつ職員が働きやすくするための課の再編であります。質疑では、会計課の合併について意見がありました。討論はなく全員賛成で可決です。

議案第65号「川南町行政組織の変更に伴う関係条例の整理について」は、議案第64号と連動するものです。現況にみあった職員の定数に改正するものです。討論なし、全員賛成で可決すべきものと決定しました。報告を終わります。

- 議長(竹本 修君) 以上で、委員長報告を終ります。
これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
〔「質疑なし」という声あり〕
質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。
念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。
議案第64号 「川南町課設置条例を定めるについて」討論を行います。討論はありますか。
〔「なし」という声あり〕
「討論なし」と認めます。これで討論を終ります。
これから議案第64号について、採決します。
お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議
ありませんか。」

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第64号「川南町課設置条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第65号「川南町行政組織の変更に伴う関係条例の整理について」討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第65号「川南町行政組織の変更に伴う関係条例の整理について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第66号「川南町企業立地促進条例を定めるについて」を議題とします。

本議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(内藤 逸子君) 議案第66号「川南町企業立地促進条例を定めるについて」は、議案第64号と同じで条例の全部を改正するもので、履歴を残すための措置です。近隣市町村と比較して乏しい条件を整備し、優遇措置拡大を図り、企業立地の促進を行うものです。「小さな事業への支援はしないのか。」との意見がありました。討論はなく全員賛成で可決すべきものと決定しました。報告を終わります。

○議長(竹本 修君) 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第66号「川南町企業立地促進条例を定めるについて」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第66号「川南町企業立地促進条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第67号「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告

を求めます。

○総務常任委員長(内藤 逸子君) 議案第67号「川南町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、平成26年4月から「区」、「分
館」が併存する住民自治・分館制度を再編し、小学校区を枠組みとした「自治公民館制度」
に一本化するに当たって、新たに自治公民館長と自治公民館運営委員の報酬を加える条例の改
正です。地域づくりはこれからで住民と行政との協同で進めていく課題です。町民合意が取
れているとは思えないので、もう少し時間をかけるべきとの反対意見がありました。討論は
なく、賛成多数で可決すべきものと決定しました。以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第67号「川南町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一
部改正について」討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議案第67号「川南町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁
償に関する条例の一部改正について」、反対の立場から討論を行います。

地域づくりについての基本が提案されていません、目的が示されていないのに今回の67号
では自治公民館長や、運営委員の報酬を決めてあらかじめ既成事実を作っておいて、当然決
まったようにして進めていく手続き上も議会運営上もおかしいのではないかと。議案提案権の
乱用ではないかと。まずは基本を決めてから進めるべきだと思います。規則や細則は議会にかけ
なくてよいとの説明でしたが、基本が決まっていないのに当然決まったように進めるのは議
会軽視です。反対討論を終わります。

○議長(竹本 修君) 次に原案に賛成者の発言を許します。

○議員(徳弘 美津子君) 議案第67号「川南町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費
用弁償に関する条例の一部改正について」賛成の立場から討論します。

これは区長報酬をなくし、新たに自治公民館長と自治公民館運営委員の報酬を加える条例で
す。

この条例により24分館制度から52年の歴史に幕を下ろし、6自治公民館に改編します。これ
までと大きく変わり、町民も自分たちの環境の変化があるのか不安を隠せません。10月28日
から11月10日で7か所の住民説明が開催されました。アンケートによりますと参加者870名
のうち748名の回答があったようです。わからないと答えた回答が各設問に多く見られたこと
は、これまでと全く違う組織形態に当然の答えだと思えます。しかしこのままではいけない
と考える住民も多くいます。

今後、高齢化社会は進み若い世代が減少していくことは明らかです。生き残る地域を作るこ

とは現役世代の私たちの課題です。高齢者を一人にしない地域づくりを目指す。若者が川南に根ざすための地域づくりを目指す。災害があった時に共働で援助しあえる地域づくりを目指す。みんなの声が反映され取り組める地域を目指す。基本的に現在行われている地域の行事や活動を脅かすものではないことを町民の皆様には理解していただきたいと思います。

町においては個人解消の手立てをするためにはまず260余りの振興班の意向を調査し、10年20年後の自分たちの振興班の形を考えていただき振興班・行政・自治公民館と一緒にその解決方法を見出してほしいと思います。今回の改編により、これまで振興班として積極的に個人世帯の加入促進をしていかなかったことを、自分たちの問題として解決するよう努力することが出来るように今一度みんなで考えて行けたらと思います。また振興班以外の様々な団体に属していることで地域づくりに皆で取り組むこともできるのです。

準備不十分、早いとの意見もあるようですが、これから皆で作りに上げていくもので、行政が作ったものに乗っていくものではないと考えます。むしろ平成26年度は準備期間として、地域の声を取りあげ組織を作っていく、結果一年一段一歩ずつ登り、気が付けば高い階段を上って地域づくりが出来ていたとなれば良いと考えます。

不退転の決意をもって新たな地域づくりをともに目指したいと考え賛成討論とし、皆様の御賛同をお願いします。

○議長(竹本 修君) 次に原案に反対者の発言を許します。

○議員(児玉 助壽君) 議案第67号「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、反対の立場で討論いたします。

その理由についてであります。先ほど賛成者からの討論に水を差すようではありますが、この議案の主な視点は、この公民館長に報酬を支払う根拠となるものがあるかないかが視点であります。今までこの区長制、分館長制の規則を見ますと、第1条から第11条まで分館長制が第9条まで、区長制が第11条までそれぞれ規則が定めてあります。区長制であります。第1条が設置、第2条が委嘱、第3条が任期、第4条が区域および名称、第5条が区長が分館長を兼ねる、第6条が区長の所掌事務、第7条が会議、第8条が区の運営委員会、第9条は事務局の配置、第10条が報酬、第11条が委任となっております。今回の案件を見ても、これら両職員に報酬を支払う根拠となるこれらの規則、条例等が設置されておられません。当然この報酬を支払うに当たっては血税で賄うものであります。自治公民館設置条例また規則等が設置されていないうえに、その腹案書すらできていません。そのことは今回の議案質疑において、その提出を拒否した執行部の答弁で明確になっております。これら条件整備がなされていない本案が成立したとしても、施行条件を満たさなければ血税で支払う報酬条例は施行できないことは言うまでもありません。施行するためには本案の施行日程上法的拘束力を伴う条例制定は不可能であることからして、本案を認めることは議会の議決を必要としない、すなわち町民、議会不在の町長裁量の規則を設置し施行を認めることとなります。その規則が町民議会の意に反していてもです。再議権のない議会は介入できないうえ

に責任を負う案件となっております。したがって本案に反対し皆さんのご賛同をお願いするものであります。なお、提出議案については、本案件のように口頭で理解してくださいを繰り返す前に、住民に条件整備し誰もが理解を得るものをもって議案を提案するよう執行部に苦言を呈し討論を終わるものであります。

○議長(竹本 修君) ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第67号について、採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。従って、議案第77号「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第68号 「川南町後期高齢者医療条例の一部改正について」

日程第6 議案第69号 「川南町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

以上、2議案を一括議題とします。本議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(内藤 逸子君) 議案第68号「川南町後期高齢者医療条例の一部改正について」は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことにより、関連する川南町税条例の一部を改正するものです。地方税に係る延滞金・還付加算金利率を引き下げる改正です。討論はなく、原案とおりの全員賛成で可決すべきと決定しました。

議案第69号「川南町介護保険条例の一部改正について」は、議案第68号と同じく、地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)に伴う改正によるものです。主な内容は、延滞金利率の見直しに伴い、率を計算する際の特例基準割合を改正するものです。

68・69号ともに川南町ではこの条例に該当する滞納はゼロです。討論はなく、原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。報告を終わります。

○議長(竹本 修君) 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第68号「川南町後期高齢者医療条例の一部改正について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議

ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第68号「川南町後期高齢者医療条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第69号「川南町介護保険条例の一部改正について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第69号「川南町介護保険条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第70号「川南町ふるさと総合文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本議案は、文教産業常任委員会に付託されておりましたので、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長(川上 昇君) 文教産業常任委員会に付託されました、議案第70号「川南町ふるさと総合文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」その審査の経過と結果について報告致します。

本議案は、同条例に第6章・指定管理者を追加し、指定管理者に施設の管理を行わせることができる旨の事項、利用料金、指定の手続き、事業報告書の作成及び提出、管理の基準など、指定管理者が行う管理業務の範囲等を規定するものです。特段異議もなく、採決の結果賛成多数で原案可決すべきものと決定しました。以上で報告を終わります。

○議長(竹本 修君) 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

議案第70号「川南町ふるさと総合文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議案第70号「川南町ふるさと総合文化公園の設置及び管理に関する

る条例の一部改正について」反対の立場から討論を行います。

川南町文化ホール、図書館の指定管理者制度導入を進めるための条例改正ですが、文化ホール、図書館のもつ大切な役割や意義を考えた場合、以上の理由から文化ホール、図書館への指定管理者制度の導入には反対です。反対理由の第一は文化ホール、図書館に指定管理者はなじまないということです。図書館とは人類の英知の宝庫であり、安らぎと交流、情報発信の場所です。図書館は人が育つ場であり常に充実発展が求められています。図書館はすべての町民の学習を補修する機関として無料利用の原則が貫徹されています。ですから図書館の指定管理者制度導入には制度的矛盾があります。その第一は図書館法は公立図書館は入館料、その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならないと定めています。日本図書館協会はこの無料の原則から、公立図書館に指定管理者制度を適用することには制度的な矛盾があると指摘しておりますし、文部科学省は指定管理者制度であってもこのことの遵守を求めています。まさにそのとおりと考えます。第二に指定機関が存在するということは、とりわけ短期間では長期的視野に立った運営が難しく、また職員の研修機会の確保や後継者の育成等の機会が難しくなり、専門性の継続と蓄積を困難にすることです。さらに指定管理者制度では司書職員を継続して雇用することが難しく、司書職員の育成、業務の継続、伝承が出来なくなり、不安定雇用を生み出すこととなります。指定管理者などに大型書店や物流会社、人材派遣会社などが想定されますが、重要な図書館業務である図書館間や学校との連携、協力、地域資料の発掘、収集などを営利目的とする民間企業が行うことが適切か、公正公平かつ効果的に行うことができるのかはなほ疑問です。第三に指定管理者の導入は経費削減の何ものでもないことです。町職員、嘱託員を削減し、運営経費の削減を図るためのものです。新たなサービスの拡大などと言われますが、直営でもできることです。そもそも指定管理者制度は財界発案と小泉構造改革のもので、「民にできることは民に」という号令のもと、2003年に地方地自法が改正され、公共施設の運営を民間に開放する制度として導入されたことによります。それで公園やスポーツ施設、福祉施設などに適用され、図書館も対象になりました。しかし図書館まで市場原理による民間の儲けの対象としてしまうことに対して教育の事業を企業に営利活動にゆだね、また公教育の責任を放棄するものとして国民の批判が巻き起こったもの当然した。そして、2008年の国会審議では、指定管理者制度は図書館にはなじまないとの大臣答弁があり、また指定管理者制度の導入には弊害があるとの認識のもとに適切な管理運営体制の構築を目指すことを求めた付帯決議もなされました。さらに導入推進を図ってきた総務省が、指定管理者制度の運用上の留意事項を出して、その行き過ぎをセーブするよう指示しました。このような政府総務省の動向の変化の中でいったん導入したところで職員に戻した自治体が島根県の市立図書館をはじめ、次々と現れています。人減らしを中心に経費さえ節減できればどんな道を選んでもよいわけではありません。行政本来の使命を放棄しては間違った改革になります。図書館はまず直営こそが大前提です。図書館への町民の期待に応えるためには、質の高いサービス、支援を行うために職員

の公務員としての誇りと自己研鑽が不可欠であり、これによってはじめてエキスパートが育ち後継者に技術と知識が引き継がれるのではないのでしょうか。以上、指定管理者制度の導入には反対です。討論を終わります。

○議長(竹本 修君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員(徳弘 美津子君) 議案第70号川南町ふるさと総合文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について賛成の立場から討論いたします。

この議案は公の施設の管理に、指定管理者として民間活力を生かし住民サービスを図り経費の削減を図るものです。

文化ホールと図書館業務のどちらに専門性を持っていくかによりさらなる住民ニーズにあった施設になると考えます。担当課の説明では図書館に専門性をもった業者を選定したいとありました。

図書館は本来利益を得ることを目的としたものではなく、公的機関が運営して本を読む環境と貸し出す環境を確保すればいいというものでした。それは職員配置や予算から限りがあるものでした。

文化ホール・図書館は町内の中心地にある利便性を活かし、民間が管理することで開館時間の延長や年中無休など柔軟な運営が可能です。

図書館は本を読むだけのものではなく、付加価値をつけることのメリットを模索することも重要です。本を読みながら集う場所・学ぶ場所・議論する場所・憩いの場所・そして子育て世代の一時保育・高齢者の生きがいのための施設として。また閉館時間の延長により働く人のための様々な講座やセミナーを開き文化交流の場の提供が模索されます。

指定管理者が町外業者になった時に委託料が町に留まらないといった事は当然言われることと思いますが、雇用の場として新たな事業所ができると考えられます。職員3名減になりますが、削減された職員3名で民間では3名以上の雇用が生まれると考えられ、また町の臨時職員については3年間の雇用しかできませんが、指定管理者になることで長く勤務でき専門性を持った人材確保が出来ると思います。またそれ以上に町民の為の図書館になることを期待します。民間で出来ることは民間で、本来は町民が求めていくことであると考えます。

文化ホールにおいては町の自主事業や貸しホールに留まる事が無いような事業形態を模索していきながら、町民も使いやすいホールになることを望み賛成討論とし皆様の賛同をお願いします。

○議長(竹本 修君) ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第70号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。従って、議案第70号「川南町ふるさと総合文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第71号 「事務の委託の廃止及び事務の委託に関する高鍋町及び都農町との協議について」

日程第9 議案第72号 「事務の委託の廃止及び事務の委託の変更に関する都農町及び木城町との協議について」を議題とします。

以上、2議案を一括議題とします。本議案は、文教・産業常任委員会に付託されておりましたので、文教・産業常任委員長に報告を求めます。

○文教産業常任委員長(川上 昇君) 議案第71号「事務の委託の廃止及び事務の委託に関する高鍋町及び都農町との協議について」及び議案第72号「事務の委託の廃止及び事務の委託の変更に関する都農町及び木城町との協議について」、その審査の経過と結果について報告します。

議案第71号につきましては、本年度に操作体制整備事業型国営尾鈴農業水利事業が完了することに伴い、新たな事業となる管理体制整備型尾鈴地区の事務委託について、高鍋、都農両町との協議により、本町が受託する規約を定めるものであります。審査の結果、別段異議なく原案通り全員賛成で可決いたしました。

議案第72号につきましては、これまで昭和34年に完了した本事業の事務について本町が都農及び木城両町から事務を受託してきたものであります。議案第71号で説明のとおり国営尾鈴農業水利事業が完了することで、高鍋川南地区として造成された重複する旧畑地かんがい施設の供用が廃止されることに伴い、対象施設から除外されるため旧畑かん施設の関係町であった都農町との事務の委託を廃止し、規約の一部改正を行うものであります。議案第71号と同じく、中核となる本町が関係町から事務の委託を受け、本町がそれぞれの窓口となり事務の効率化を図るというものであります。審査の結果、別段に義なく原案通り全員賛成で可決しました。

○議長(竹本 修君) 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第71号 「事務の委託の廃止及び事務の委託に関する高鍋町及び都農町との協議について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第71号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議

ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第71号「事務の委託の廃止及び事務の委託に関する高鍋町及び都農町との協議について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第72号「事務の委託の廃止及び事務の委託の変更に関する都農町及び木城町との協議について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第72号「事務の委託の廃止及び事務の委託の変更に関する都農町及び木城町との協議について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第73号「西都児湯地域視聴覚教育協議会の廃止について」を議題とします。

本議案は、文教産業常任委員会に付託されておりましたので、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長(川上 昇君) 議案第73号「西都児湯地域視聴覚教育協議会の廃止について」、その審査の経過と結果について報告します。

この案件は、これまで協議会で視聴覚教材などを共同購入し、共有して高鍋町まで借りに行き利用していたものですが、現在は当町にも教材は完備しており利用が殆ど無くなった。一方で負担金の支出も大きく、この度西都児湯7市町村で協議し廃止を決定したとのことであります。負担金については昨年、一昨年在23万円前後、基本と人口割で算出しているのが平成16年からほぼ同額で推移してきたと説明されました。審査の結果特段異議なく原案通り全員賛成で可決致しました。

○議長(竹本 修君) 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

議案第73号「西都児湯地域視聴覚教育協議会の廃止について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第73号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第73号「西都児湯地域視聴覚教育協議会の廃止について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第74号 「平成25年度川南町一般会計補正予算(第5号)」

日程第12 議案第75号 「平成25年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」

日程第13 議案第76号 「平成25年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)」

日程第14 議案第77号 「平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」

以上、4議案を一括議題とします。本、四議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(内藤 逸子君) 議案第74号「平成25年度川南町一般会計補正予算(第5号)」については、歳入歳出それぞれ8,039万7,000円を追加し、予算の総額を70億7,408万4,000円にするとともに、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものです。

総務厚生常任委員会に付託された中の災害救助費、福祉避難所指定推進事業は毛布50枚とトイレ5基の設置場所は、鈴南の里、福寿園、フェニックス、尾鈴クリニックと保険センターの5ヶ所です。原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案「平成25年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ30万4,000円を追加し、総額を1億4,716万9,000円とするものです。討論はなく、原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第76号「平成25年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)」について、歳入歳出それぞれ9,424万円を追加し、総額を13億7,205万3,000円とするものです。介護者、介護度、介護利用者が上がってきており、給付費は増えています。討論はなく原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第77号「平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」について、歳入歳出それぞれ2,068万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を27億2,220万6,000円とするものです。予算をたてる際に慎重に審査し、細心の注意を払って予算をたてるべきとの意見がありました。討論はなく、原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上、総務厚生常任委員会に付託されました議案についての審査報告を終わります。

○議長(竹本 修君) 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長(川上 昇君) 議案第74号「平成25年度川南町一般会計補正予算(第5号)」についてその審査の経過と結果について報告します。

歳出の主なものの内、農業費の青年就農給付金75万円は、1人分の追加、循環扇導入補助金75万1,000円は、町内花農家5軒に対して補助するもので何れも県の事業であります。また、みやざき畑地かんがい営農基盤整備事業の委託料120万円は、かんがい水利権の範囲内で、畜産農家に対し暫定的な水利利用が出来るよう申請するために必要な調査の費用であり、県による3分の2の事業であります。

水産業費の種子島周辺漁業対策事業補助金1,792万4,000円は、川南漁協が行う直販加工施設実施設計並びに水槽設置工事と擁壁工事に対し補助するもので、県が70%、町が20%負担の事業であります。漁港施設機能強化事業負担金の1,500万円は、水産庁の方針に基づき川南町漁港施設の耐震・対津波強化・防護対策工事の事業負担金であります。主体は、国の事業であります。

審査の結果、特段異議もなく採決の結果全員賛成で可決であります。

○議長(竹本 修君) 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第74号「平成25年度川南町一般会計補正予算(第5号)」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第74号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第74号「平成25年度川南町一般会計補正予算(第5号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第75号「平成25年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第75号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第75号「平成25年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第76号「平成25年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第76号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第76号「平成25年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第77号「平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第77号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第77号「平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 諮問第3号「人権擁護委員の推薦について」を議題とします。

本案は、人事案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決に入ります。

採決の方法は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場を閉める)

ただ今の出席議員は、12名であります。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に林光政君及び川越忠明君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載して投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により「反対」とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「配布漏れなし」という声あり〕

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱を点検)

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。順次投票願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。

林光政君及び川越忠明君、開票の立会をお願いします。

(開票)

投票の結果を報告します。投票総数 12票 そのうち「賛成」12票「反対」0票
以上のとおり、全員が賛成であります。従って、諮問第3号「人権擁護委員の推薦について」は、適任とすることに決定しました。

議場の出入口を開きます。

日程第16 同意第5号「教育委員会委員の任命について」を議題とします。

本案は、人事案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決に入ります。採決の方法は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場を閉める)

ただ今の出席議員は、12名であります。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に内藤逸子君及び児玉助壽君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載して投票をお願いします。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により「反対」とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(配布漏れなし)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱を点検)

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。順次投票願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(なし)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。内藤逸子君及び児玉助壽君、開票の立会をお願いします。

(開票)

投票の結果を報告します。投票総数12票 そのうち「賛成」11票、「反対」1票以上のとおり、賛成多数であります。従って、同意第5号「教育委員会委員の任命について」は、これに同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

日程第17 「議員派遣の件について」を議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配布しました議員派遣のとおり決定をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、お手元に配布いたしました議員派遣のとおり、決定をいたしました。

日程第18 「閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件」を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第19 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。これで、平成25年第6回川南町議会定例会を閉会します。

おつかれさまでした。

午前10時49分閉会
